

2010年11月10日

「新しい公共」推進会議 座長 金子郁容 様

「新しい公共」推進会議第2回会議  
政府の取組みに対する「新しい公共」推進会議からの提案（素案）への意見

向田映子

ご提案(素案)に賛成いたします。

なお、次の諸点について、意見を申し上げます。

#### I. 23年度税制要望、予算要求

##### 1、税制 (1) 寄付税制見直しの早期実現

日本には寄付文化が無い、希薄といわれてきましたが、これは制度が無い、参加の入り口は狭いこと等によるものと思います。提案されている認定NPO法人への寄付の税額控除の導入他は、日本の新しい寄付文化をつくることに貢献し、「支え合い」の社会をつくること、NPOの運営を支援につながると考えます。

早く実現すべきと考えます。

##### 2、予算

###### 1) 「社会投資減税」の検討・調査

今回の「市民公益税制」だけでは「新しい公共」の担い手への支援は不十分ではないかと思えます。例えば、イギリスでは「地域投資優遇税制」で、金融機関や個人投資家が、地域金融機関やCDFI（NPOバンク、市民金融等）に投融資すると、投融資額を毎年の所得税か法人税から投資額分の5%を、5年間を限度として「税額控除」できる仕組みがあります。非営利組織を対象とした「社会投資減税」の実施も検討していただき、そのために、欧米の例等を参考に調査を行っていただきたいと思えます。

###### 2) 「新しい公共を支える市民金融の制度化」の検討・調査

概算要求の4ページ「(3) NPOバンク等を支える小規模金融制度にかかわる見直し」では、貸金業法にかかる規制の緩和をしたとの記載があり、NPOバンク等を支える小規模金融制度は解決済みの印象を受けます。しかし、これはあくまで、緊急、対症療法にすぎません。

「新しい公共を支える」金融機能と中間支援機能を併せ持つ市民金融（NPOバンク）については、制度化の検討及びその予算化が必要と考えます。これは、II. 取組みの深化に向けて「(3) 「新しい公共」の担い手の活動基盤整備」、につながるものだと思います。

全国NPOバンク連絡会が政府に対し提出した要請書等を資料として添付いたします。

以上

## 全国のNPOバンクの現況

調査・全国NPOバンク連絡会 2010.3現在 単位:千円

| 組織名                      | 設立年   | 融資対象                        | 出資金     | 融資累計      | 融資残高    | 備考                                      |                        |
|--------------------------|-------|-----------------------------|---------|-----------|---------|---|------------------------|
|                          |       |                             |         |           |         | (融資制度)                                  | (出資金以外の融資原資)           |
| 未来バンク事業組合                | 1994年 | 環境グッズ購入、NPO、エコロジー住宅等        | 168,403 | 907,002   | 59,737  | 金利:3%(特定担保提供融資は1%)<br>上限:900万円<br>最長10年 | —                      |
| 女性・市民コミュニティバンク           | 1998年 | 神奈川県内で事業を行うNPO、W.Co(※1)等    | 129,440 | 416,485   | 42,975  | 金利:1.8~5%<br>上限:1,000万円<br>最長5年         | —                      |
| 北海道NPOバンク                | 2002年 | NPO、W.Co                    | 44,824  | 257,770   | 28,118  | 金利:一般ローン2%、3ヶ月ローン5%<br>上限:200万円<br>最長2年 | 寄付7,030                |
| NPO夢バンク(長野県)             | 2003年 | NPO                         | 14,740  | 135,790   | 25,564  | 金利:2~3%<br>上限:300万円<br>最長3年             | 寄付金35,024<br>借入金22,000 |
| 東京コミュニティパワーバンク           | 2003年 | W.Co、NPO、市民事業者等             | 96,000  | 99,100    | 40,997  | 金利:1.5~2.5%<br>上限:1,000万円<br>最長5年       | —                      |
| ap bank(正式名:一般社団法人APバンク) | 2003年 | 自然エネルギーなどの環境を対象にしたプロジェクト    | (非公開)   | 307,174   | (非公開)   | 金利:1%<br>上限:500万円<br>最長10年              | —                      |
| 新潟コミュニティバンク              | 2005年 | コミュニティビジネス、まちづくり支援          | 6,720   | 2,300     | 0       | 金利:3%<br>上限:200万円<br>最長3年               | —                      |
| コミュニティ・ユース・バンク momo      | 2005年 | 豊かな未来を実感できる地域社会をつくる事業       | 40,700  | 30,000    | 967     | 金利:2.5%(つなぎ融資2.0%)<br>上限:300万円<br>最長3年  | —                      |
| くまもとソーシャルバンク             | 2008年 | 熊本県内で社会性のある事業               | 3,300   | (準備中)     | (準備中)   | 金利:3.0%<br>上限:300万円<br>最長3年             | —                      |
| 天然住宅バンク                  | 2008年 | リフォーム資金、住宅購入時のつなぎ資金         | 24,941  | 8,391     | 318     | 金利:2.0%<br>上限:500万円<br>最長10年            | —                      |
| もやいバンク福岡                 | 2009年 | 福岡県内および近隣地域で活動するNPOや社会起業家など | 10,240  | 3,000     | 3,000   | 金利:1.5~3.0%<br>上限:300万円<br>最長2年         | —                      |
| 信頼資本財団                   | 2009年 |                             | 0       | 0         | 0       | 金利:0%<br>上限:300万円<br>最長2年               | 寄付17,000               |
| 計                        |       |                             | 539,308 | 2,167,012 | 201,676 |   |                        |
| 2009年3月末現在               |       |                             | 530,207 | 1,978,542 | 221,457 |   |                        |
| 対前年度比                    |       |                             | 101.7%  | 109.5%    | 91.1%   |   |                        |

(※1)W.coとは、「ワーカーズコレクティブ」(雇う-雇われるという関係ではなく、働く者同士が共同で出資して、それぞれが事業主として対等に働き、地域に必要な「もの」や「サービス」を市民事業として事業化する協同組合)を指す。

(※2)NPO夢バンクは融資残高が出資金を上回っているが、これは出資金以外の融資原資によるものである。

内閣府「新しい公共」担当大臣 玄葉 光一郎 様  
内閣府金融担当大臣 自見庄三郎 様  
国土交通大臣 馬淵 澄夫 様

## 「新しい公共」を支える市民金融の法制度化を求める要請書

2010年11月5日

全国 NPO バンク連絡会理事長 田中 優

本年10月22日に政府は「新しい公共」推進会議を設置し、「新しい公共」円卓会議の提案のフォローアップを開始しました。

われわれ NPO バンクは、これまで、民間で自主的に、地域の市民事業を支える市民金融の活動を行ってきており、「新しい公共」の担い手である市民事業や社会的企業に対して、市民の持つ「地域の志ある資金」を循環させ、その事業を育てる役割を果たしてきました。こうした NPO バンクの行う市民金融の役割は、「新しい公共」による地域起こしやセーフティネットの再構築に不可欠であると自負しています。

こうした NPO バンクの活動について「新しい公共」円卓会議でも、その発展に向けた提案がなされてきましたが、政府・省庁の対応は、いまだ、十分とはいえません。

われわれは、「新しい公共」の発展のためには、NPO バンクなどの非営利公益の市民金融を、サラ金・クレジットなどの営利の貸金業者と明確に区別した新しい法制度化が必要であると考え、それに向けた政府の取組みを次の通り要請します。この要請は、「新しい公共」推進会議における検討課題のうち、「新しい公共」の活動基盤の整備に該当するものです。

### 要請事項

金融庁、内閣府、国土交通省、環境省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省など、「新しい公共」に関する事業と市民金融に関係する省庁が、有識者を含めた検討機関を創設し、非営利公益の市民金融の法制度化のための提案を早急に取りまとめること。

### 要請の理由

本年6月の改正貸金業法の最終施行に当っては、貸金業法施行規則に特定非営利金融法人の規定を新設し、一定の規制を緩和・免除することにより、NPO バンクの存続を可能とする手当が行われました。しかし、特定非営利金融法人は、サラ金・クレジットなど営利の貸金業者に含まれており、不要かつ不合理な規制を受けることとなっています。改正貸金業法案の成立に際しての国会の付帯決議（2006年12月、衆議院財政金融委員会）で示された「市民活動を支える新たな金融システムの構築」が実現されたとはいえませんが、

不要・不合理な重い規制と、非営利公益であることを明確に示せないことが、市民金融の発展を阻害する最大要因であり、①市民からの出資を可能とする法人格（出資型非営利法人制度）、②出資者の保護（金融商品取引法の適用除外）、③融資先の保護（貸金業法の適用除外）、の三点を中心とした新しい法制度の制定が必要です。

## 要請に関する補足説明

本年10月27日に開催された第1回「新しい公共」推進会議に提出された「「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応」に係る各府省の主な取組について、では、「2. 基金の設置などによるソーシャルキャピタル育成に対する投資や支援」の「地域コミュニティのソーシャルキャピタルを高める先進的な活動の促進・支援」という提案に対して、「地域金融を活用したファンド等を通じて、地域コミュニティ振興に資する「地域の志ある投資」を促進することを年内を目途に検討する」として、①「新しい公共」分野における投資ファンド造成支援事業などに1億円の概算要求、②地域経営活動を行う主体に対して投融資を行う基金に対する投資に対し、投資者の所得税及び法人税を投資額の10%を上限として税額控除する税制要望、③「国交省、金融庁等が連携し、課題の抽出と解決策の検討を年内を目途に実施する」という規制緩和の検討、の三つの政策が掲げられています。

この政策は、我が国において、これまで取り組まれてこなかった、「地域の志ある資金」を地域の非営利公益の事業に循環させることにより地域を発展させるファンドの創設・育成を目指すものとして、非常に重要であり、われわれNPOバンクとしても高く評価し、その実現を望むものです。（10月6日付、「新しい公共」によるコミュニティ活動支援ファンドの実現に向けた要望書 参照）

この中で、③の規制緩和策の検討が、非営利公益の市民金融の法制度化の検討の要請に繋がるものであり、最も重要と考えられます。非営利公益の市民金融を我が国の社会に不可欠なものとして位置づけ、法制度化を目指す方向が示されない限り、①、②という国税を投入する支援策の実施に障害が発生すると考えられるからです。たとえば、投資減税の対象となるNPOバンクなどの組織形態が、民法組合など多岐にわたっていることは、税制改正に関する技術的な障害と考えられますが、これは市民の出資を受入れる出資型非営利法人制度が存在しないことに起因するものです。

しかし、③の規制緩和策の検討は、金融庁と国土交通省の2府省だけで行われるものとされており、「新しい公共」の発展のためには、環境省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省など、市民金融の機能を必要とする「新しい公共」関連事業を所轄する省庁と、NPO法人や公益法人などの非営利公益の法人を所轄する内閣府を含めて、広く検討が行われるべきです。また、「年内を目途」とされていますが、既に2ヶ月を残すのみとなっており、十分な検討を行うには、時間が不足していると考えられます。

広く関係府省及び有識者を含めた検討機関を新設し、来年、夏などを目途として結論を出すよう、取組むべきではないか、と考えます。

なお、「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応」に係る各府省の主な取組について、の、1. 「新しい公共」の基盤を支える制度整備（2）非営利の法人が「市場」で活動しやすくするための制度の見直し、に記載されている「社会事業法人制度の検討」の提案は、市民金融に必要とされる出資型非営利法人に該当するものであり、市民金融の実施に目的を限定する形でも、早急に法制度化の検討がなされるべきです。

以上